

制 定	昭和45年 3月
変 更	昭和51年 3月
変 更	昭和60年 8月
変 更	平成14年 3月
変 更	平成22年12月
変 更	平成28年 6月
変 更	令和 3年 9月

農 業 振 興 地 域 整 備 基 本 方 針

大 分 県

目 次

第 1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な考え方	1
2	農用地等の確保のための施策の推進	1
3	農業上の土地利用の基本的な方向（農業地帯別）	2
第 2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	7
第 3	農業生産基盤の整備及び開発に関する事項	10
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	10
2	農業地帯別の農業生産基盤の整備構想	10
3	広域整備の構想	13
第 4	農用地等の保全に関する事項	14
1	農用地等の保全の方向	14
2	農用地等の保全のための事業	14
3	農用地等の保全のための活動	14
第 5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	15
1	経営規模の目標	15
2	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	17
第 6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	20
1	重点作物別の構想	20
2	農業地帯別の構想	21
3	広域整備の構想	26
第 7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	28
1	農業の担い手の確保・育成のための施設の整備状況と基本的方向	28
2	多様な担い手の確保・育成にむけた施設整備	28
3	多様な担い手の確保・育成のための活動	28
第 8	農業経営の規模の拡大等と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	30
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	30
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	30
第 9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	31
1	生活環境施設の整備の必要性	31
2	生活環境施設の整備の構想	31

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な考え方

世界の食料需要の増大や気候変動、伝染性疾病など、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼすリスクが顕在化し、国内における農業生産の重要性が再認識される中、農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、県民へ安全・安心な食料を安定的に供給する能力を確保する観点から集団的な農地や農業生産基盤整備事業等の対象地等の優良な農地について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下、「法」という。）に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ることが重要である。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源のかん養、自然環境や生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図るうえでも必要である。

本県における農用地区域内の農地面積は、令和元年においては、約5万1千8百ヘクタール（荒廃農地を除く。以下同じ。）となっているが、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、令和12年の確保すべき農用地区域内の農地面積については、約5万6百ヘクタールを目標として設定する。

2 農用地等の確保のための施策の推進

農用地区域内農地の確保と地域の農業振興に関する考え方を示すものである農業振興地域整備計画に関する事務は、自治事務とされており、市町村が主体的にその策定・管理に取り組むものである。したがって、市町村は、本方針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める。

(1) 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置等により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

(2) 農業生産基盤の整備

水田への高収益な園芸品目等の導入を加速するため、園芸団地づくり計画の策定・実行や農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化、水田の汎用化、畑地化を推進するとともに、自動走行農機、ICT水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか、農業用排水施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進する等、農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

(3) 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図ることとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その

変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

なお、国及び地方公共団体が農用区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要になる場合であっても、農用地利用計画の尊重と農用区域内における土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、法第13条第2項に規定する農用区域の変更の要件を満たすよう調整に努めるものとする。

(4) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(5) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化、その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(6) 推進体制の確立

農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、県においては、県農林業団体、都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、中小企業団体連合会その他県の関係団体を代表する者から必要に応じ、幅広く意見を求めるものとする。市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会、その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ、幅広く意見を求めるものとする。

3 農業上の土地利用の基本的な方向（農業地帯別）

(1) 東部農業地帯

この地帯は、美しい自然環境と全国でも有数の温泉資源を利用した観光レジャー施設や歴史、遺産を有しており、また、クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環として世界農業遺産に登録されている。また、IC産業等の先端技術企業が多数立地した地域であることから、豊かな自然を生かした農林水産業と観光の連携を保ちながら、ハイテク産業などとの共生を図る。あわせて、大分農業文化公園を核に周辺地域の交流施設を有機的・広域的に結びつけ、都市と農村の交流による農産物の魅力発信を行う。

また、この地帯は、温暖な気象条件を有するほか、都市近郊で空港等交通網の要衝にあるなど農業上の有利な条件を備えている。今後とも、このような利点を生かし、農地集積や集落営農による水田農業の効率的な営農及び水田畑地化を推進するとともに沿岸部の果樹のほか、こねぎやいちごなどの施設野菜や花きの団地化を進め、それぞれの作目の振興を図る。

また、この地域は、地形的に農業用水が不足していることから、ため池等水利施設を維持・更新していくとともに安定水源の確保に向けた取組が必要である。

このような観点からこの地帯の土地利用の基本方向は次のとおりとする。

ア 両子山山麓（国東半島東部地域）

この地域は、両子山を中心に丘陵性の山脈と小河川が扇状にひろがり、この河川に沿った狭長な平地と丘陵地から形成されている。丘陵地については、みかん園等として利用されてきたが、価格低迷等により、荒廃園が発生している。今後は、野菜、果樹等の施設園芸品目

の導入をさらに進めるとともに、みかんの荒廃園や遊休農地を利用してかぼすやキウイフルーツ、オリーブの振興を図る。

また、畜産では、中山間部の遊休農地を利用した低コスト放牧による肉用牛の増頭を進める。

イ 八坂川水系

本流域の平坦部には水田が帯状に連なり、丘陵地一帯には相当規模の樹園地が形成されハウスみかんを中心とした柑橘産地となっており、ほかに茶の団地も形成されている。

しかし、各農家の耕地が散在していることから、農地利用の集積・集約化を進めるとともに、リース農園等により、柑橘、野菜、花きを含めた園芸作物及び酪農、肉用牛、養鶏等の畜産の振興を図る。

ウ 高崎山以北

鶴見山系の山岳が東西に延び、その山麓では、田、畑、果樹園等が散在している。土壌条件、団地条件は一部を除き良好とはいえないが、水利条件を整備して主として野菜、花き、果樹等の園芸作物や肉用牛の振興を図る。

(2) 中部農業地帯

この地帯は、海に面した平坦部から標高800mに至る変化に富む気象条件を有するほか、都市近郊に立地していることや温暖な気候に恵まれていることなど、農業上の有利な条件を備えている。他方、県都大分市を中心として、住宅、工業施設、商業施設等の非農業部門の土地需要が増大し、近郊農地の相当部分が、都市計画区域内となっている。農業生産の面においてはこのような立地条件を考慮し、都市近郊とその周辺部では、地理的条件を生かして周年野菜を中心とした施設園芸の展開を図り、中山間部では、地域に適した作目の生産振興を図るほか、草地や水田、荒廃農地等の利活用により、肉用牛を主とした畜産の振興を図る。

また、沿岸部においては、うんしゅうみかん、中晩柑及びかぼす等の果樹産地の育成を進める。

このような観点からこの地帯の土地利用の基本方向は次のとおりとする。

ア 大分川大野川水系

由布岳、九六位山等の山岳地帯を背後地として大分川、大野川による沖積平野があり、すでに水利条件の整備が整い、土壌条件や傾斜条件、団地性がすぐれているが、大分市では、市街地の拡大による非農業部門の土地需要の増大による周辺農用地のかい廃が進んでいる。

このようなことから、大分市においては、都市近郊農業の利点を生かしたおおば、みつば、にら等の野菜や果樹、花き等による農地の有効利用を進める。由布市においては、集落営農の推進による生産性の高い水田農業を展開するとともに、豊かな草資源を活用した肉用牛繁殖経営の規模拡大、緩傾斜地を活用したなしの生産振興を図る。

イ 臼津地域

この地帯は、山岳が海にせまり、リアス海岸の地形となっている。農業生産の面では、温暖な気候を生かした柑橘を中心に野菜や米、畜産等が盛んであるが、柑橘については、生産者の高齢化により、園地の荒廃が進んでいることから、セミノーブル(サンクイーン)を中心とした収益性の高い中晩柑への更新とかぼすの生産拡大を図る。

水田及び基盤整備された畑地を中心として、白ねぎや高糖度かんしょ等の土地利用型の露地野菜やドリンク茶を中心とした茶生産の拡大、集落営農の推進による生産性の高い水田農業を展開する。あわせて、ピーマン、にら、いちご等の施設園芸の団地化並びに経営規模の拡大を図る。

(3) 南部農業地帯

この地帯は沿岸部が豊後水道に面したリアス海岸に沿って開け、急しゅんな山を背に段々畑が形成されており、内陸部は祖母傾山系に連なる山々に囲まれ豊富な山林資源を有している。

沿岸部は温暖な気候を利用した柑橘の生産地が形成されているが、生産者の高齢化等により、栽培面積は減少している。また、いちごやキク、スイートピー等による施設園芸の振興が図られているが、高品質化と産地拡大の促進が課題である。

また、平坦部や中山間部では水田の基盤整備が進んでいるが、水稻の単作利用が主体であり、麦や大豆、飼料作物等を導入した農地の高度利用による低コスト化に取り組む必要がある。

このようなことから、番匠川水系の両岸に帯状に小団地で分布する水田と南部海岸及び背後地の山岳地帯の緩傾斜地との一体的な土地利用により、農地集積や集落営農による水田農業の効率的な営農及び水田畑地化を推進するとともに生産性の高い施設園芸による団地化を進める。

(4) 豊肥農業地帯

この地帯は標高50mから600mに至る間に耕地が分布し、本県全耕地面積の約23%を占める田畑が広がっており、ほ場整備事業や中山間地域総合整備事業等によって生産基盤と生活環境の一体的整備が行われている。また、竹田市西部地域では国営大野川上流農業水利事業により整備された大蘇ダムの受益地として、畑地かんがいによる新たな畑作営農体系が確立され、生産及び品質の向上を図っている。

今後も、整備された農業生産基盤と特徴ある気候条件を活用して、農地集積や集落営農による水田農業の効率的な営農及び水田畑地化を推進する。

また、畜産や野菜、果樹・花き等の振興を図るとともに、特に白ねぎは「ねぎ産出額100億円プロジェクト」による生産拡大を重点的に進める。さらに、本地帯を通る中九州横断道路が、平成31年1月に竹田ICまで供用開始され、同年竹田阿蘇道路が事業化されており、交通の利便性を生かして本地域を農産物の供給基地として検討していく。

このような観点からこの地帯の土地利用の基本的方向は次のとおりとする。

ア 竹田地域（竹田市）

阿蘇外輪山や久住山系に連なる台地は、肥沃な耕地と、豊富な草資源を有する原野が存在する。施設野菜では、西日本有数の夏秋トマト産地を擁しており、地域内外からの担い手を積極的に受け入れ、育成している。露地野菜については、大野川上流地区の用水施設も活用しながら、レタス・キャベツ・スイートコーン等を中心に夏季冷涼な気候を生かして、高冷地野菜の産地育成を図るとともに、深い耕土を生かして、白ねぎ等の作付け推進を図る。また、冬場はにんじん等の生産振興を図る。

畜産では、九州でも有数の草原地帯を生かして、豊富な草資源を活用した低コストで高品質な肉用牛生産を推進する。

イ 豊後大野地域（豊後大野市）

大野川水系中流域の農地は、丘陵台地の畑地帯と盆地や谷間の水田地帯で形成されている。従来から県内有数の農業地帯であるが、特に野菜については都市部への供給基地として重要な役割を担っている。農用地の基盤整備については、かんがい排水事業や畑地帯総合整備事業により、パイプライン等のかんがい施設の整備が進んでいる。また、この生産基盤を活用し、雨除け施設によるピーマン、白ねぎやかんしょ等の露地野菜、ハウス栽培のキク等で新規就農者の受け入れ、育成が進んでいる。畜産については、水田を利用した飼料作物の栽培や肉用牛の放牧による低コスト生産を行っている。今後は、現在の生産基盤を中心に産地拡大を図る。

(5) 西部農業地帯

この地帯は九重山群の山麓に広大な原野が展開し、温泉資源を活用した観光施設と農業が共生した飯田高原地域及び玖珠川流域に田畑が連続する玖珠九重地域と、周囲を山に囲まれた盆地底に水田、中間部に果樹園、周辺山地には県内最大の林業地帯を有する日田地域の3つに大別される。飯田高原地帯、玖珠九重地域では肉用牛を中心に、市場競争力のある野菜、花きの

産地づくりを図り、高品質でブランド力の高い生産物の供給に努める。また、農地集積や集落営農による水田農業の効率的な営農及び水田畑地化を推進するとともに、高原地域の畑地を中心に、「ねぎ産出額100億円プロジェクト」による白ねぎ産地の拡大を重点的に進める。

日田地域では肉用牛、乳牛等の畜産、なし等の果樹、すいかやはくさい等の野菜が地域の基幹作物となっているが、低コストで高品質な農畜産物の生産を基本に地域特性を生かしたブランド力の高い個性ある農産物で、地理的条件を生かし県外都市部市場まで視野に入れた農業を展開する。

このような観点から、この地帯の土地利用の基本的方向は次のとおりとする。

ア 飯田高原地域

本地域は温泉・観光と農業の融合により、6次産業化を推進するとともに、豊富な草資源を活用した畜産や夏季冷涼な気候を生かした高原野菜、水田農業の振興を図る。

イ 玖珠九重地域

本地域の中山間部では、集落営農による担い手の確保、育成を行い、荒廃農地の拡大を防ぐ。また、玖珠川流域に広がる水田については、規模拡大と低コスト生産を図るため、農作業受委託や大規模農家への農地集積や集落営農を推進する。

ウ 日田地域

(ア) 津江地区は山間部で起伏に富んでいることから、集団的農地が少ないため、きのこを含めた林業との共生を図る。

(イ) 大山地区は周辺部に森林地帯が広がり、大山川を中心に水田及び果樹園として土地利用がなされている。地域特性を活かした個性的な野菜・果樹が多種にわたり生産されており、直売施設を核とした6次産業化を推進する。

(ウ) 日田・天瀬地区は日田盆地底部と中間台地にまとまった耕地があり、すでに水利条件の整備が進められていることから、土壌条件、傾斜条件、団地性にすぐれ、米、麦、大豆の土地利用型農業や農地集積により大規模経営体の育成や集落営農を推進するとともに園芸品目の導入による水田の高度利用を図る。

また、なし選果場を核にした果樹産地の拡大や野菜、畜産の振興を進める。

(6) 北部農業地帯

この地帯は干拓事業や駅館川農業開発事業等により農地の造成や大規模ほ場整備が行われ、本県最大の穀倉地帯であるとともに、果樹、野菜などの大型産地が育成されている。また、大消費地である北九州地域に通ずる国道10号や東九州自動車道など農業生産に有利な条件を備えている。また、工業面でも自動車や窯業、電気機械、食料品の製造業を中心に集積が進んでおり、中津市の自動車組立工場や、豊後高田市の大分北部中核工業団地等を中心にさらなる産業の集積が期待されている。

このようなことから、本地帯は、宇佐平野を中心に進められてきた大規模ほ場整備地区においては、米、麦、大豆の土地利用型農業による大規模経営体への農地の集積や集落営農を進め、農地の高度利用を図る一方、水田の畑地化による野菜等の生産拡大を図るほか、果樹や花きに加え立地条件を生かした茶、しいたけ、畜産などの産地振興を図る。特に白ねぎとこねぎについては、「ねぎ産出額100億円プロジェクト」による産地拡大を重点的に進める。

このような観点からこの地帯の土地利用の基本的方向は次のとおりとする。

ア 山国川水系

本水系に広がる沖代平野は水利条件、土壌条件、傾斜条件、団地性にもすぐれていることから、米・麦・大豆の輪作体系による生産性の高い土地利用型農業と水田の畑地化による園芸品目の生産を主体として進める。中山間部では地域の多様な条件を生かした野菜、果樹の産地育成を図るとともに、畜産では、飼料畑を活用した低コストな酪農経営を進めるとともに、肉用牛では高品質肉用牛生産を基本とした地域内一貫経営による銘柄化を図るなど、安

定的な経営を促進する。

イ 駅館川水系

駅館川両岸は沖積平野で形成され、水田については、用排水施設の整備と生産の合理化が積極的に進められてきており、土壌条件、傾斜条件、団地性がすぐれていることから、米・麦・大豆の輪作体系による生産性の高い土地利用型農業と水田畑地化による園芸品目の生産拡大を推進する。特に客土などによる白ねぎ専用ほ場の整備や排水対策による露地野菜の作付拡大、こねぎをはじめとする施設野菜の団地化など園芸を主体として進める。

また、山間部の丘陵地帯では西日本有数のぶどう団地を有しているが、生産者の高齢化などにより、園地の荒廃が進行しているため、機械化による作業性重視の園地の再造成など基盤整備を行い、ワイン用ぶどうの生産面積の拡大や有望品種への改植や施設化を積極的に進める。

畜産では、豊かな土地基盤を背景に自給飼料生産を拡大し、肉用牛などの里山放牧や荒廃農地、棚田を利用した放牧による有畜農業を推進する。

ウ 桂川水系

この地域では、温暖な気象条件を生かして、干拓地を中心に白ねぎ、背後地にいちご、花き等の施設栽培、中山間部に米、丘陵地にかぼす等の果樹が栽培されている。また、畜産のウェイトが高く、中でも、肉用牛は、地域農業の主要品目となっている。今後、地域の主要品目については、リース事業を活用した施設の団地化とともに、白ねぎを中心とした園芸品目の拡大を進める。肉用牛については、規模拡大に対する施設整備等を図る。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
東部 農業 地帯	別府地域 (別府市)	都市計画法の市街化区域並びに防衛庁施設用地及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 2,168ha 農用地面積 (388ha)	
	杵築地域 (杵築市)	都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域(以下「用途地域」という。)及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 24,806ha 農用地面積 (4,465ha)	
	国東地域 (国東市)	用途地域並びに臨港地区及び空港、規模の大きい森林等を除いた区域	総面積 27,791ha 農用地面積 (5,519ha)	
	姫島地域 (姫島村)	臨港地区及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 656ha 農用地面積 (103ha)	
	日出地域 (日出町)	用途地域及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 6,718ha 農用地面積 (1,419ha)	
	地帯計		総面積 62,139ha 農用地面積 (11,894ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
中部 農業 地帯	大分地域 (大分市)	都市計画法の市街化区域並びに自然公園法の国立公園の特別保護地区及び規模の大きい森林、防衛庁施設用地、離島等を除いた区域	総面積 26,331ha 農用地面積 (5,782ha)	
	臼杵地域 (臼杵市)	用途地域及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 18,941ha 農用地面積 (2,909ha)	
	津久見地域 (津久見市)	用途地域並びに離島及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 5,536ha 農用地面積 (522ha)	
	由布地域 (由布市)	用途地域並びに防衛庁施設用地及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 22,801ha 農用地面積 (4,932ha)	
	地帯計		総面積 73,609 ha 農用地面積 (14,145 ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
南部農業地帯	佐伯地域 (佐伯市)	用途地域並びに離島及び規模の大きい森林、自然公園法の国定公園の特別保護地区、臨港地区、離島等を除いた区域	総面積 35,306ha 農用地面積 (1,487ha)	
	地帯計		総面積 35,306ha 農用地面積 (1,487ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
豊肥農業地帯	竹田地域 (竹田市)	用途地域並びに規模の大きい森林及び自然公園法の国定公園の特別保護地区を除いた区域	総面積 40,436ha 農用地面積 (9,282ha)	
	豊後大野地域 (豊後大野市)	用途地域並びに規模の大きい森林及び自然公園法の国定公園の特別保護地区を除いた区域	総面積 44,748ha 農用地面積 (8,132ha)	
	地帯計		総面積 85,184ha 農用地面積 (17,414ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
西部農業地帯	日田地域 (日田市)	用途地域及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 40,165ha 農用地面積 (5,926ha)	
	玖珠地域 (玖珠町)	用途地域並びに自然公園法の国立公園の特別保護地区及び防衛庁施設用地及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 18,412ha 農用地面積 (3,093ha)	
	九重地域 (九重町)	自然公園法の国定公園の特別保護地区及び防衛庁施設用地及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 22,177ha 農用地面積 (2,526ha)	
	地帯計		総面積 80,754ha 農用地面積 (11,545ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
北部 農業 地帯	中津地域 (中津市)	用途地域並びに規模の大きい森林及び自然公園法の国立公園の特別保護地区を除いた区域	総面積 25,035ha 農用地面積 (4,469ha)	
	豊後高田地域 (豊後高田市)	用途地域並びに規模の大きい森林及び臨港地区を除いた区域	総面積 14,631ha 農用地面積 (4,962ha)	
	宇佐地域 (宇佐市)	用途地域及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 37,040ha 農用地面積 (9,347ha)	
	地帯計		総面積 76,706ha 農用地面積 (18,778ha)	
合計			総面積 413,698ha 農用地面積 (75,263ha)	

(注1) 「総面積」は、農業振興地域全体の面積であって、市町村総面積から都市計画法上の市街化区域及び用途地域、国立公園等の特別保護地区、大規模な森林等の農業上の利用の確保を図ることが適当と認められない地域の面積を除いたものである。(令和元年12月時点)

(注2) 「農用地面積」は、農業振興地域全体(農振白地を含む)の農地及び採草放牧地の面積を合計したものである。(令和元年12月時点)

(注3) 「総面積」及び「農用地面積」は、県調べ。

第3 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

魅力ある、もうかる農業の実現に向け、生産性の高い農業の確立と安定した農業所得の確保を図るため、水田農業の構造改革を進め、環境との調和に配慮し、農業生産基盤の整備を積極的に推進していく必要がある。

このため、米から高収益な園芸品目等への生産転換、水田の生産コストの削減、畑地の生産力を増大させるための生産基盤の整備が重要である。

水田では、高収益な園芸品目等の導入に向けた排水対策や用水路のパイプライン化、土層改良（除レキや客土等）等による水田畑地化を図るとともに、農地中間管理事業などを活用した担い手への農地利用の集積・集約化に向けたほ場の大区画化を進め、米・麦・大豆と園芸品目等を組み合わせた水田のフル活用を推進する。

畑地では、農地の再編整備やかんがい施設、農道などの整備により園芸産地の規模拡大を図るとともに単収及び品質の向上に向けた基盤整備を進める。

また、農業水利施設は、安定した用水の確保に向けて、補修・補強などによる長寿命化や更新による機能向上を図るとともにICT化による水管理の省力化を推進する。

さらに、農業振興のための農道整備を促進し、営農条件の改善と農畜産物の流通の効率化を図るとともに、防災重点ため池の計画的な改修や廃止、農地海岸保全施設の耐震化・長寿命化など防災減災対策を促進し、安全で安心して生活できる環境整備を進める。

加えて、中山間地域では、生産基盤整備と併せて、鳥獣侵入防止施設を設置し、鳥獣による農産物被害の軽減を図る。

これらの基本的な方向に基づき、各農業地帯別にその整備の基本的な方向を示すと次のとおりである。

2 農業地帯別の農業生産基盤の整備構想

(1) 東部農業地帯

「水田」の整備

ア 新たな園芸品目等の導入に向けた区画整理、暗きょ排水、除レキ等の整備を進めるとともに、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた大区画化を推進する。

イ 水利条件については、取水河川の流路が短く水量も少ないことから多くのため池が存在するものの、慢性的に用水が不足することから、既存の用水施設の長寿命化や更新による機能向上を図る。

ウ 防災重点ため池等の既存水利施設を計画的に整備・改修し、災害の未然防止と農業用水の安定確保を図る。

「畑・樹園地」の整備

ア 施設園芸の振興のため、農業水利施設の補修・更新を行う。

イ 企業参入や新規就農者、担い手の規模拡大等、ニーズに応じた整備を進める。

(2) 中部農業地帯

「水田」の整備

ア 都市近郊及びその周辺地域に位置する優位性を生かして、新規就農者や参入企業など多様な担い手の経営戦略に沿った品目選定に対応した、農地利用の集積・集約化や排水対策等の水田畑地化を主体とした整備を進める。

イ 基幹水利施設は、築造後数十年が経過し老朽化が進んでいるため、施設の保全計画策定や計画的な整備により機能の保全を図る。

ウ 防災重点ため池等の既存水利施設を計画的に整備・改修し、災害の未然防止と農業用水の

安定確保を図る。

「畑」の整備

ア 老朽化した畑地かんがい施設の改修により農業用水の安定確保を図り、農家の規模拡大と園芸施設等の団地化を進める。

「樹園地」の整備

ア 白津関地域の樹園地において、営農労力節減のための農道整備を進めるとともに、荒廃した樹園地の再生に取り組み、高収益品種の導入を図る。

「牧草地」の整備

ア 公共牧場のうち、未利用地や休止牧場に対し、権利関係などの課題を整理しつつ、参入企業の誘致やマッチングを行うことで、公共牧場の有効利用を推進する。

(3) 南部農業地帯

「水田」の整備

ア 中山間地域に点在する小規模団地において、高齢化や後継者不足に伴う、荒廃農地の発生防止を図るため、施設機能の維持・機能強化を考慮した農業用排水施設・農道等の整備を進める。また、平坦地においては高収益な園芸品目等の導入に向けた排水対策や大区画化等により水田畑地化を進める。

イ 基幹水利施設は、築造後数十年が経過し老朽化が進んでいるため、施設の保全計画策定や計画的な整備により機能の保全を図る。

ウ 防災重点ため池等の既存水利施設を計画的に整備・改修し、災害の未然防止と農業用水の安定確保を図る。

「畑、樹園地」の整備

ア 企業参入や新規就農者の生産性の向上と安定した農業所得の確保を図るため、区画整理等を進める。

イ リース方式による園芸施設の団地化や省力機械の導入、農作業・出荷調製の分業化の推進等により、施設栽培による野菜・花き・果樹等の産地拡大を図るための基盤整備を進める。

(4) 豊肥農業地帯

「水田」の整備

ア 水田畑地化による高収益な園芸品目等の導入に必要な地下水位制御システムや大区画化（けい畔除去）等の整備を推進する。

イ 集落営農法人や認定農業者等への農地利用の集積・集約化に向けた、ほ場の大区画化等の整備を推進する。

ウ ほ場整備による農道を地域の基幹農道等と接続し、一体的な農道の整備・維持更新を図る。

エ 基幹水利施設は、築造後数十年が経過し老朽化が進んでいるため、施設の保全計画策定や計画的な整備により機能の保全を図る。

オ 防災重点ため池等の既存水利施設を計画的に整備・改修し、災害の未然防止と農業用水の安定確保を図る。

「畑」の整備

ア 大野川上・中流地域に広がる大規模な畑地帯において、農業用ダムからのかんがい用水を生かした施設園芸や露地野菜の産地化を進めるため、大区画化や畑地かんがい施設の整備・更新を進めるとともに、冬期の用水利用による農地のフル活用を進め、耕地利用率の向上を図る。

「牧草地」の整備

ア 造成開発された牧草地は老朽化し、更新が必要な草地も見られるため、整備改良等を図る。

イ 公共牧場のうち、未利用地や休止牧場に対し、権利関係などの課題を整理しつつ、参入企

業の誘致やマッチングを行うことで、公共牧場の有効利用を推進する。

(5) 西部農業地帯

「水田」の整備

- ア 野菜や果樹・花きなどの園芸品目の導入や麦・大豆等の単収及び品質の向上に向けた排水対策等の整備を推進する。
- イ 水田畑地化による高収益な園芸品目等の導入に必要な地下水位制御システムや大区画化（けい畔除去）等の整備を推進する。
- ウ 集落営農法人や認定農業者等への農地利用の集積・集約化に向けた、ほ場の大区画化等の整備を推進する。
- エ 新規就農者や参入企業等の多様な担い手の確保・育成に向けた整備を推進する。
- オ 基幹水利施設は、築造後数十年が経過し老朽化が進んでいるため、施設の保全計画策定や計画的な整備により機能の保全を図る。
- カ 防災重点ため池等の既存水利施設を計画的に整備・改修し、災害の未然防止と農業用水の安定確保を図る。

「畑」の整備

- ア 企業参入や新規就農者、担い手の規模拡大等、ニーズに応じた大区画化やかんがい施設の整備・更新を推進する。

「樹園地」の整備

- ア なしやぶどうなど果樹栽培の生産性の向上を図るため、大区画化やかんがい施設の整備を推進する。

「牧草地」の整備

- ア 自給飼料の効率的な確保を図るため、牧草地及び飼料畑の造成・整備を積極的に進めるとともに粗飼料生産基盤と農業用施設等の一体的な整備を図る。
- イ 公共牧場のうち、未利用地や休止牧場に対し、権利関係などの課題を整理しつつ、参入企業の誘致やマッチングを行うことで、公共牧場の有効利用を推進する。

(6) 北部農業地帯

「水田」の整備

- ア 水田畑地化による高収益な園芸品目等の導入、生産コストの低減や効率的な土地利用による農業経営の安定、所得の向上を図るため、排水対策やほ場の大区画化等の農地整備を推進し、地域農業の担い手である集落営農組織や新規就農者等の経営の安定化を図る。
- イ 基幹水利施設は、築造後数十年が経過し老朽化が進んでいるため、施設の保全計画策定や計画的な整備により機能の保全を図る。
- ウ 担い手への農地利用の集積・集約化に対応するため、用水路のパイプライン化やゲートの自動化等水管理の省力化を図る。
- エ 防災重点ため池等の既存水利施設を計画的に整備・改修し、災害の未然防止と農業用水の安定確保を図る。

「畑」の整備

- ア 西国東の干拓地において、農地海岸の保全整備や老朽化した排水機場の改修を進め、白ねぎ等畑作農業経営の安定化を図る。

- イ 高収益な園芸品目等の拡大を図るため、区画整理やかんがい排水施設等の整備を推進する。

「樹園地」の整備

- ア 西日本有数のぶどう産地である宇佐市安心院町において、荒廃農地の解消および老朽化したパイプライン等の水利施設の改修を一体的に行う樹園地の再編整備により、生産コストの低減に資する農地利用の集積・集約化を促進するとともに、企業など新たな担い手の参入、多様な品目の導入による農業経営の安定化と所得の向上を目指す。

3 広域整備の構想

(1) かんがい排水施設の整備

農業生産においては安定水源の確保が重要であり、近年、水田畑地化による園芸品目ごとの水利用形態により、水需要が増大し、水利調整の重要性も増している。

また、農業水利施設の多くは高度経済成長期以降に整備されており、今後、耐用年数を超過する施設が増加することから、施設の長寿命化や機能向上を図るとともにICT化による水利用の効率化や水管理の省力化を推進する。

大野川上・中流地域は県内有数の畑地帯であるが、古くから用水不足に悩まされ、生産性の向上に支障を来してきた。このため、施設園芸品目や露地野菜を中心とした大規模生産団地の育成に向けて、ダム用水をフル活用するための畑地かんがい施設の整備を進める。

(2) ほ場整備

水田のほ場整備については、高収益な園芸品目等の導入に向けた排水対策や用水路のパイプライン化、土層改良（除レキや客土等）等による水田畑地化を図るとともに、農地中間管理事業などを活用した担い手への農地利用の集積・集約化に向けたほ場の大区画化を進め、米・麦・大豆等と園芸品目等を組み合わせた水田のフル活用を推進する。

ア 平坦部など地形条件に恵まれた地域では、排水対策等による水田の畑地化・汎用化を促進するとともに、大規模低コスト経営を可能とするほ場の大区画化を進める。

イ 地形条件に恵まれていない中山間地域等では、地域の実情や利用形態に即して、園芸品目の導入や低コストで効率的な営農に向けたほ場整備を進める。

(3) 農道の整備

農道は、農畜産物の流通の効率化による県域産地づくりや、営農の効率化による農業振興の役割を果たすとともに、農村と都市との交流や交通の安全確保など、農村地域の暮らしを守り、農業・農村の総合的機能を高めるうえで重要な役割を副次的に果たしている。

農業の振興に必要な通作条件の改善を主な目的とし、人や物の活発な交流を図るため、市町村道等の整備と調整・連携しながら、都市地域等市場ルートへの農業輸送上のアクセスの効率化、農業地域間連絡のための農道整備を進める。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

農業・農村は、農業生産活動を通じて、県民への食料の安定的供給はもとより、水源のかん養や洪水防止、土壌浸食・土砂崩壊の防止等自然環境の保全、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的で公益的な機能を発揮している。

しかしながら、担い手の高齢化や減少に伴い、荒廃農地が増加し、耕地利用率も低下するなど農地の適正な維持・管理に支障が生じつつあり、農業生産力の低下はもとより、農業生産活動が行われることにより生じる多面的な機能の低下が懸念されている。

このため、農業生産活動等を通じて農業・農村の持つ多面的機能を維持するための日本型直接支払制度に取り組みとともに農地法に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の再生利用活動への支援等により、農用地等の適切な維持、保全を図ることとする。

2 農用地等の保全のための事業

近年、頻発化・激甚化する豪雨や地震等の災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、次の防災対策を推進する。

- ア 堤体決壊などの被害を未然に防止する防災重点ため池の計画的な改修、未利用ため池の廃止
- イ 土砂崩壊から農地等を守る地すべり防止対策
- ウ 高潮や波浪による浸食から農地等を守る海岸保全施設の整備
- エ 農地防災上必要な区間の農業用排水路の改修

また、ほ場整備等の農業生産基盤の整備や生活環境の整備などの実施による担い手への農地利用の集積・集約化、定住促進、多面的機能の維持・発揮等をもって地域の活性化を図り、優良農地の適切な管理・保全や荒廃農地の発生防止、有効利用を図る。

3 農用地等の保全のための活動

農用地等の保全及び有効利用のため、次のような活動を推進する。

- ア 県と市町村や農業委員会、県農業農村振興公社、農協など関係機関が一体となり、荒廃農地の発生防止及び解消に努めるとともに、麦、大豆、新規需要米、園芸戦略品目などの生産により農地の有効活用を進める。
- イ 人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話し合いを促進する。
- ウ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域活動や生産活動を通じた農地や水路等の農業用施設を適切に維持管理する日本型直接支払制度の活用を進める。
- エ 農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化を加速する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

農業・農村では、担い手の高齢化や減少に加え消費者の食に対するニーズの多様化、荒廃農地の増加など地域農業の生産力の低下が課題となっているため、担い手による農地の有効利用に努め、優良農地の保全を図る必要がある。

新規就農者や企業参入など力強い経営体を確保・育成するには、積極的な農地の集積・集約化が必要であり、農地中間管理機構(県農業農村振興公社)を中心とし、農業委員会や市町村農業公社などの連携のもと、農地中間管理事業の推進等により、農地の集積・集約化を促進する。

このような状況を踏まえ、「挑戦と努力が報われる農林水産業の実現」、「安心して暮らしていける魅力ある農山漁村づくり」を基本目標として、経営力のある担い手の確保・育成から生産基盤の整備、マーケットインの商品づくり、国内外の流通対策までを全体として見通した上で、水田の畑地化による高収益な園芸品目等への生産転換、全国トップレベルの肉用牛産地づくり、スマート農業の実現などの構造改革を加速する。

以上のような視点に立って経営規模の目標及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向を示すと次のとおりである。

1 経営規模の目標

経営規模については、他産業従事者並みの年間労働時間（主たる従事者1名当たり概ね2,000時間）と農林業所得（概ね420万円以上）を確保できる農林業経営体を育成することを目標とする。

(1) 組織経営体

営農類型	経営規模（単位：a）	主な地域
普通作専作経営（平坦地）	水稻	東部、豊肥、北部
	飼料用米	
	大豆	
	麦	
普通作専作経営（中山間地）	水稻	東部、中部、南部、豊肥、西部、北部
	飼料用米	
	麦	

(2) 個別経営体

営農類型	経営規模（単位：a）	主な地域
普通作専作経営（平坦地）	水稻	東部、豊肥、北部
	麦	
	大豆	
普通作専作経営（中山間地）	水稻	東部、中部、南部、豊肥、西部、北部
	大豆	
	飼料用米	
普通作専作経営（中山間地）	水稻	東部、中部、南部、豊肥、西部、北部
	飼料用米	
茶専作経営（リーフ茶）	茶（生葉）	東部、中部、北部

乾しいたけ＋水稲複合経営	乾しいたけ ぼだ木30,000本 (年7,500本接種、 150,000駒接種) 水稲 500	東部、中部、南部、豊肥、 西部、北部
生しいたけ専作経営	生しいたけ(原木)ぼだ木30,000本 (年10,000本接種、 200,000駒接種)	中部、西部、北部
いちご専作経営	いちご(高設、培地加温) 20	東部、中部、南部、北部
白ねぎ専作経営	白ねぎ 280	豊肥、西部、北部
こねぎ専作経営	こねぎ(土耕) 90	東部、北部
にら専作経営	にら 50	中部、南部
トマト専作経営	トマト(夏秋雨除け) 30	中部、豊肥、西部
ピーマン専作経営	ピーマン(夏秋雨除け) 25	中部、豊肥、西部
ミツバ専作経営	ミツバ(水耕) 70	中部
水耕葉物野菜専作経営	非結球レタス 20 ほうれん草 30	東部、北部
たまねぎ専作経営	たまねぎ 400	北部
さといも＋水稲複合経営	さといも 300 水稲 1000	豊肥
キャベツ専作経営	キャベツ 200	西部
にんにく＋水稲・麦複合経営	にんにく 200 水稲 130 麦 170	西部、北部
なす＋スナップエンドウ複 合経営	なす 25 スナップエンドウ 20	東部
ハウスみかん＋スナップエ ンドウ複合経営	ハウスみかん 20 スナップエンドウ 20	東部
レタス＋ニンジン＋スイー トコーン複合経営	レタス 100 ニンジン 150 スイートコーン 200	豊肥
すいか＋はくさい複合経営	すいか(ハウス早熟) 50 すいか(トンネル早熟) 50 はくさい 50	西部
みかん専作経営	ハウスみかん(中期型) 20 ハウス不知火(施設中晩柑) 15 露地みかん(極早生) 15	東部、中部、南部
かぼす専作経営	ハウスかぼす(加温) 20 露地かぼす 50 露地かぼす(短期貯蔵) 100	東部、中部、南部、豊肥、 北部
なし専作経営	豊水 45 幸水 30 新高 65 あきづき 20 豊里・南水 20	東部、中部、西部、北部

ぶどう専作経営	ピオーネ（加温）	15	西部、北部
	シャインマスカット（加温）	15	
	ピオーネ（一部被覆）	10	
	シャインマスカット（一部被覆）	10	
	シャインマスカット（無加温）	10	
キウイフルーツ＋露地みかん・水稲複合経営	キウイフルーツ	75	東部、中部
	露地みかん	50	
	水稲	150	
キク専作経営	キク（施設周年）	40	東部、南部、豊肥
トルコギキョウ専作経営	トルコギキョウ（冬春出荷型）	20	東部、中部、南部、豊肥、西部、北部
ストック＋ヒマワリ複合経営	ストック	60	東部
	ヒマワリ	60	
スイートピー＋ホオズキ複合経営	スイートピー（冬春）	20	南部、北部
	ホオズキ（新・旧盆）	20	
ホオズキ＋ヤマジノギク複合経営	ホオズキ	30	東部、北部
	ヤマジノギク	10	
肉用牛専業経営	肥育牛（黒毛和種）	240頭	東部、西部、北部
肉用牛専業経営	繁殖牛（舎飼）	50頭	東部、中部、南部、豊肥、西部、北部
肉用牛専業経営	繁殖牛（放牧）	35頭	東部、中部、南部、豊肥、西部、北部
肉用牛一貫経営	肥育牛（黒毛和種）	30頭	東部、中部
	繁殖牛（黒毛和種）	40頭	
酪農専業経営	経産牛	50頭	東部、中部、豊肥、西部、北部
養豚専業経営	母豚	100頭	東部、中部、南部、豊肥、西部、北部
採卵養鶏専業経営	採卵鶏	50,000羽	東部、中部、豊肥、西部、北部

2 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

本県では水田を中心とした土地利用型農業の経営規模が依然として零細であるとともに米の消費量が年々減少する中、米に偏った農業から早急な方向転換が必要である。地域の営農実態等に応じた多様な経営体を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化へ誘導を図る必要がある。そのため、農業者の所得向上に向けて、水田の畑地化による米から高収益な園芸品目等への生産転換を加速するとともに、生産規模の拡大や作業の省力化などを実現するため、ほ場の大区画化や先端技術の導入により、水田農業の生産性向上を図る。また、人・農地プランの実質化を計画的に進め、農地中間管理事業を活用した担い手への農地利用の集積・集約化による経営規模の拡大を促進する。

遊休農地の荒廃を未前に防止するとともに、荒廃農地の有効利用に向けて、農業委員会による遊休農地対策の強化を図り、関係機関一体となり、優良農地の確保と農地利用の最適化に向けた取組を強化する。

また、耕地利用率は90.7%(令和元年)と依然として九州のなかでは低位にあるため、米・麦・大豆や飼料作物と園芸品目を組み合わせた水田のフル活用により農地の有効利用を促進する。

(1) 東部農業地帯

高齢化の進行により山間地域を中心に農地の維持が難しい集落が増加しており、日本型直接支払制度の活用や集落営農を推進し農地を守る体制づくりに取り組む。集落内での話し合いをベースとした人・農地プランの実質化を進めるとともに、農地中間管理事業を活用した担い手への集積・集約化を進める。ほ場整備の遅れている地域については、整備を促進し、農地の有効利用を図るとともに、新規就農者や他産業からの農業参入などの多様な担い手の農地確保に向けて、荒廃農地の解消を推進し、農地の有効利用を促進する。

(2) 中部農業地帯

ほ場整備が遅れているとともに市街地に隣接した農地を多く有する地帯であり、農地の資産的保有傾向が強い等、農地の流動化が進みにくい要因もあるが、地域の実態に即した効率的なほ場整備を進めるとともに、施設園芸と米・麦・大豆の輪作体系による生産性の高い水田農業を促進する。また、人・農地プランの実質化を計画的に進め、認定農業者等への農地利用の集積・集約化を促進し、地域農業の担い手の確保を図る。

また、未利用地を活用した肉用牛繁殖雌牛の放牧を進めることにより、畜産の振興と農地の有効利用を図る。

(3) 南部農業地帯

水田のほ場整備がほぼ完了しており、今後は、農地利用の集積・集約化を計画的に推進し、既存農地の有効利用を図る。また、荒廃農地の発生を未然に防止するため、人・農地プランの実質化を計画的に進め、認定農業者等へ一層の利用集積を促進するとともに、集落営農の組織化及び法人化を推進する。当地帯の海岸部、平坦部、山間部それぞれの地域の特性にあった作物を振興し、農地の有効利用を一層促進する。

(4) 豊肥農業地帯

各種ほ場整備事業によって生産基盤が整備され、認定農業者や集落営農組織を中心として低コスト・省力化に向けた取組が展開されている。今後も農地中間管理事業を積極的に活用し担い手への農地利用の集積・集約化を進める。

また、集落営農法人の規模拡大や経営の多角化等による経営力強化を推進し、効率的で持続可能な水田農業の確立とともに、組織体の経営安定を図る。

さらに、荒廃農地の有効利用や担い手不足による農地の荒廃防止の観点から、引き続き人・農地プランの実質化を計画的に進め、認定農業者等の担い手の確保・育成を図るとともに、農業分野における企業参入を促進し、新たな生産の場を創出する。

畜産においては、未利用地を活用した肉用牛繁殖雌牛の放牧を進めることにより、畜産の振興と農地の有効利用を図る。

(5) 西部農業地帯

西部地域は農地の耕地利用率、水田のほ場整備率が県平均を下回っており、今後は、中山間地域を中心に整備を進め、米・麦・大豆又は飼料作物による輪作体系や水田畑地化を促進するとともに、人・農地プランの実質化を計画的に進め、農地中間管理事業を活用した認定農業者等への農地利用の集積・集約化を図り、生産性の高い水田農業を促進する。

また、未利用地を活用した肉用牛繁殖雌牛の放牧を進めることにより、畜産の振興と農地の有効利用を図る。

(6) 北部農業地帯

大規模なほ場整備がほぼ完了しており、ほ場条件が良いことや国道10号沿いの工場立地などにより安定兼業化が進み、農地流動化が遅れていたが、集落営農組織や認定農業者等への農地の利用集積に取り組むことにより、耕地利用率は向上した。

今後は、人・農地プランの実質化を計画的に進め、農地中間管理事業の活用によって大規模な担い手への農地利用の集積・集約化や集落営農により農地の有効利用を図る。特に平坦地においては、地域を牽引する大規模経営体や集落営農法人、コントラクター組織を育成し、地域農業を支える仕組みづくりを進めるとともに、中山間地の樹園地等の荒廃農地については、再整備を行い企業参入等による再活用を図り、農地の利用を促進する。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 重点作物別の構想

(1) 野菜

野菜は、産地規模が小さい品目が多く大量・周年の需要に応える産地づくりが課題となっている。

このため、白ねぎ、こねぎ、トマト、いちご、高糖度かんしょなどを中心に、作付面積の拡大と県域での生産流通体制の整備を図りながら、市場競争力の高い産地づくりとブランド化を進めていく。このために必要な、リース事業の活用等による新規就農者の生産基盤の整備や規模拡大、省力化に向けた施設・機械等の整備、生産出荷体制の分業化に向けた共同調製施設等の整備及び広域流通の拠点となる集出荷施設の整備を促進する。

(2) 果樹

果樹を取り巻く環境は、国際化の進展や消費の多様化により果実消費の低迷、生産者の高齢化や後継者不足により荒廃園地の増加等生産構造の脆弱化が進んでいる。このため、ハウスみかん、なし、かぼす、ぶどうなどを中心に産地の生産基盤の強化と広域生産流通体制の整備を行い、力強い果樹産地の育成を推進していく。具体的には、優良品種の導入、ファーマーズスクール等による担い手の確保・育成、次世代への円滑な経営継承、早期成園化技術の普及や機械化一貫体系など労働生産性向上に向けた取組、さらには多様化する流通に対応するため、拠点集出荷施設の機能向上などの施設整備を促進する。

(3) 花き

長引く景気低迷や葬儀の小規模化等の変化による需要低迷が花き経営を圧迫しており、効率的で特徴のある花き産地づくりが課題となっている。このため、キク、スイートピーを中心にリース事業等を活用し経営効率を考慮した施設整備を図るとともに地域特性にあった品目の導入により特徴のある産地づくりを目指す。また、日本一の品質を誇るホオズキや、県が育成したヤマジノギクなど簡易施設で栽培が可能な品目を推進する。

(4) 畜産

生産者の高齢化等による飼養戸数の減少や配合飼料価格の高止まり等が課題となっている。

生産基盤を強化し、収益性を向上させるため、規模拡大や担い手の確保等による増頭を推進するとともに、ICT等の先端技術の活用や省力化機械の整備を進め、飼養技術の向上や飼養管理労力の軽減による生産性の向上を図る。

肉用牛は規模拡大等と同時に自動給餌機や哺乳ロボット、繁殖管理システム、発情発見及び分娩予知システム等を導入し、畜舎等の施設と省力化機器等を一体的に整備するとともに、低コスト畜舎等の導入により効率的な経営を推進する。また地域全体としての生産基盤を強化するため、キャトルステーションやキャトルブリーディングステーションの整備を推進する。

乳用牛は後継牛預託システムの整備やTMRセンターの活用等により省力化を図るとともに、暑熱対策等カウコンフォートの追求のための施設整備を推進し、より乳牛に快適な環境を与えることで、能力を十分に発揮できる生産性の高い経営体の育成を図る。

養豚は効率的で衛生的な環境保全にも配慮した飼養管理施設を整備するとともに、飼料米を利用した生産性の高い特色のある豚肉生産のための施設整備等を推進し、経営改善に努める。また、オートソーティングシステム（自動体重測定選別機）等の導入による省力化を推進し、安全・安心な豚肉生産のため農場HACCP取得を視野に入れた取組を行っていく。

養鶏は高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため、野鳥侵入防止のための防鳥ネットの設置、ウィンドレス鶏舎等の整備、農場出入口での消毒施設の充実を図るとともに、生産段階における衛生対策の向上を推進し、安全な鶏卵・鶏肉を生産するため、農場HACCPの導入やアニマルウェルフェアのための施設整備を推進する。

また、家畜ふん尿については、家畜排せつ物処理の適正化及び利用の促進にかかる法律を遵守し、資源循環型農業を推進するため、堆肥舎や汚水施設を整備し、適正な管理・利用を図る。

(5) 米・麦・大豆

米・麦・大豆を基本とする水田農業は、地域社会・経済の維持発展を図るうえで重要な役割を担っている。

米については、消費が減少する中、米価の低迷や産地間競争に対応するため、実需者ニーズに即した産地体制の確立が必要であり、高品質、良食味、低コストを基本とした安全、安心なものづくりが求められている。このため、「つや姫」をはじめとした競争力のある売れる米づくりと各地域の特徴を活かした特色ある米産地の育成を進めていくとともに、業務需要への対応や、水田フル活用の観点から、飼料用米やWC S用稲等の生産拡大を図る。また、農地利用の集積・集約化による経営規模の拡大や、ほ場の大区画化、スマート技術の導入等による低コストで効率的な生産体制づくりを進める。

麦については、民間流通の中で実需者ニーズに即した麦生産が求められているため、高品質な原料麦を安定供給できる実需者の求める麦産地づくりに取り組む。また、多様な需要に対応するため、適正な麦種・品種構成に誘導する。

大豆については、土地利用型農業の基幹作物であり、県内において水田フル活用を進める上で重要な品目である。このようなことから、今後は、土づくりを基本に、早播き摘芯栽培などにより、単収及び品質の高位安定化を目指し、実需者が求める大豆産地づくりを着実に進める。

これらの方針を実現するため、共同利用施設については大分県穀類乾燥調製施設整備構想に基づき、既存施設を効率的に利用しつつ、必要に応じて新たな整備を進める。

(6) 特用作物

茶は、既存の産地の品質向上と大手飲料メーカーとの新規契約茶園の計画的な拡大が課題であり、今後は、特に大手飲料メーカーに出荷する加工場や新植ほ場の防霜施設の整備を推進する。

葉タバコは、契約栽培面積が減少傾向にあるが、既存の乾燥施設の老朽化が進んでおり、必要に応じて新たな施設整備を図る。

2 農業地帯別の構想

(1) 東部農業地帯

この地帯は、国際観光温泉文化都市別府と瀬戸内海に突出した半島部とで構成されており、県北国東テクノポリス構想により農工併存を基軸とし調和のとれた発展を目指してきた。

農業は、ハウスみかんを中心とした柑橘生産地が確立されており、これまで空港周辺という利点を活かし、都市近郊における地熱を利用した花きや生鮮野菜の生産拡大が行われてきた。近年では、いちごやこねぎが主力品目として定着化している。

さらに、中山間地域において酪農団地が建設され、荒廃農地を活用した肉用牛の放牧が行われている。

ア 野菜：いちご、トマト、こねぎ等の園芸団地づくりや産地拡大、栽培管理作業等の省力化を図るため、分業システムの導入と省力栽培施設の整備を図る。

イ 果樹：柑橘類を基幹作物として、担い手の育成・確保を図るとともに、優良園地を継承するために、園地の流動化に取り組む。露地については、県北地区広域かんきつ選果場の光センサー選果機に対応した高品質果実生産のために、マルチ栽培等の拡大に努めるとともに優良系統への更新を促進する。また、経営安定を図るために、隔年結果防止対策に努めるとともに、遊休地を活用してかぼす、ゆず及びオリーブの産地拡大を推進する。キウイフルーツ等の落葉果樹については産地の広域化を推進するとともに技術改善により単収と品質の向上を図る。

ウ 花き：花きの生産振興に向けて、団地化と担い手の確保・育成を推進する。施設花きではキク、トルコギキョウ、ホオズキ、ストック、スイートピー等、露地花きでは、ヤマジノギク、シンテッポウユリ等の生産拡大を図る。

エ 畜産：肉用牛は畜産クラスター事業等の各種施策を活用した低コスト畜舎の整備や荒廃農地を利用した放牧飼養を推進し、高齢化や規模拡大に対応した省力・低コスト化を図る。

乳用牛は牛群の改良を進め個体能力の向上を図るとともに、省力化やカウコンフォートの向上のための施設・機械の整備を図り、経営安定を目指した多頭飼育化の推進に努める。

豚は効率的な飼養管理による規模拡大と経営の安定を図る。

養鶏については、生産性の向上を進めるとともに安全で高品質な生産物を供給するため予防・衛生管理に努める。

また、家畜排せつ物による環境汚染の防止のため、家畜排せつ物処理施設の設置を推進するとともに、土づくりを基本とした耕種部門との有機的連携を強化する。

オ 米・麦・大豆：良食味米の安定生産のため、優良品種の導入や基本技術の励行を行うとともに、飼料用米やWCS用稲等による水田の総合的な活用を図る。また、農地利用の集積・集約化による経営規模の拡大とスマート技術の導入等による生産コストの低減を進め、水田農業の担い手となる大規模経営体や集落営農組織の育成を推進する。麦・大豆については、実需者ニーズに対応した品種を選定し、単収及び品質の向上に取り組み、生産の安定化を図る。

カ 特用作物：茶については、杵築市を中心とした既存産地の品質向上と大手飲料メーカーとの契約茶園の生産性の向上を図る。七島い（カヤツリグサ科の多年草、畳表として利用）は、県の特産品として生産を維持していくため、集団活動と生産体制の効率化により、生産性の向上を図る。

(2) 中部農業地帯

この地帯は、県都大分市を核とした都市近郊型農業、背後地の中山間地域の畜産振興地帯、臼津地域の沿岸部では柑橘生産、その背後地の中山間部では園芸作物生産というように変化に富んだ農業が行われている。

沿岸部の柑橘類については、広域出荷に対応した選果場を核に消費者ニーズに即した個性ある柑橘産地の形成に努める。都市近郊とその周辺部においては施設野菜を中心とした大規模雇用型農業の展開を図り、中山間部では露地及び施設園芸作物及び工芸作物の振興とともに、草地や山林原野を利活用して肉用牛経営の低コスト化と生産性の向上に努め、国際化の進展に対応できる畜産振興を図る。

ア 野菜：おおば、にら、ピーマン、いちご、みつば等の産地拡大と、共同育苗や分業化、省力化に向けた育苗施設や栽培管理施設・集出荷施設等を整備する。

イ 果樹：柑橘は、土地基盤整備と園地流動化の推進により担い手の規模拡大を図るとともに、収益性の高い優良品種への更新を進める。

本県特産のかぼすは、大苗育苗を活用した優良苗の新改植を推進し、産地の拡大・若返りを図る。

なしは、園地流動化と土地基盤整備による団地整備により、新たな担い手の確保と産地拡大を図る。

キウイフルーツ、かき、いちじく等の地域特産果樹については、単収と品質の向上を図る。

ウ 花き：草花、鉢物等の既存品目の経営充実を図るとともに、団地化を推進する。品目別にはトルコギキョウ、鉢物等のほか、ホオズキ、ストック、ヤマジノギクや枝物等の産地化を進める。

エ 畜産：肉用牛は、繁殖雌牛50頭以上の大規模飼養農家を育成する。あわせて荒廃農地や水田の有効利用による放牧やWCS用稲等による低コスト生産や担い手の規模拡大を推進す

る。

乳用牛は、規模拡大した酪農経営の安定化に向け、衛生対策や暑熱・環境対策等のため施設の改善を図る。

養豚は、効率的な飼養管理施設の整備や疾病感染対策等を通じて経営安定と生産性の向上を図る。

養鶏は、消費者ニーズの多様化に対応した地鶏の推進と販売の拡大を図り、経営の健全化を進める。

また、全畜種において環境対策を徹底し、安定した畜産経営の継続を図る。

オ 米・麦・大豆：米については集落営農や地域農業の基幹となる担い手を中心に高品質・良食味米や高付加価値米の安定した生産を行うとともに、生産コストの低減を図るため、生産組織間の連携を強化し、農地利用の集積・集約化、作業受託により経営規模の拡大と中・大型機械体系を推進し、共同育苗施設、共同乾燥施設やバラ出荷施設の整備を行う。麦・大豆については実需者ニーズに対応した品種を選定し、単収及び品質の向上と機械の共同利用や共同乾燥調製施設の整備による生産コストの低減と均質化を図る。麦の流通については、バラ出荷施設などによる流通の合理化を推進する。

カ 特用作物：茶については、ドリンク茶の生産法人やリーフ茶生産組合の品質向上及び面積拡大を進め、生産安定を図る。

(3) 南部農業地帯

この地帯では、番匠川水系流域に分布する水田地帯において、早期米及び普通期水稻の機械の共同利用による低コスト生産が進められている。今後は、水田フル活用による麦・大豆・飼料作物、野菜、花き等の拡大、沿岸部における果樹振興のための経営改善と栽培技術の向上を推進する。

ア 野菜：いちご、にら、アスパラガス等の施設野菜産地を中心とした産地強化と安全で安心な野菜の生産・供給の取組強化を図るとともに、団地化、省力化に向けた施設・機械等の整備を推進し産地拡大を図る。

イ 果樹：柑橘は沿岸部の基幹作物として売れる商品づくりを目指して、計画的に優良品種・系統への更新を促し、デコポン、ポンカン、サンクィーン、ハウスみかん、レモン等の生産を拡大する。

ウ 花き：施設・露地花き双方の生産拡大を図り、団地化を一層推進する。品目別ではキク、スイートピー、トルコギキョウ、ホオズキなどを推進する。また、品種の見直しによる高品質化、計画出荷による単価の向上を図る。

エ 畜産：生産性向上による企業的経営者の育成を支援する。肉用牛は低コスト畜舎の整備や改修等により作業効率の向上等を図るとともに、地域資源の利活用、さらには、労働負担を軽減するためのヘルパー組織の充実やコントラクターの育成などの支援体制の確立を図る。

乳用牛については、優良精液導入等により牛群の改良を進めるとともに、畜舎改修等により、生産性の向上を図り、自給飼料に立脚した経営の確立を目指す。

また、「環境に優しい畜産」を目指し、家畜排せつ物の適切な処理施設を整備するとともに、耕種農家との連携による有機質資源の地域内循環システムの確立に努める。

オ 米・麦・大豆：米については、作業の共同化や機械の共同利用により品質の向上と生産コストの低減に努める。安全で安心できる米づくりの取組として減農薬・減化学肥料栽培米等の特色ある米づくりの産地化に取り組む。また、生産組織の育成・強化を通じ共同利用機械の整備を推進する。

麦・大豆については、地産地消を進めるとともに実需者ニーズに対応した品種を選定し、機械化作業体系による単収及び品質の向上と生産コストの低減に努める。

米に代わる作物として、飼料用米やWCS用稲、加工用米の作付を推進する。

また、水田作物の単収向上を図るため、土壌改良材や堆肥を施用して土づくりを行う。

カ 特用作物：茶については、防霜施設による高品質茶の安定生産と省力化を図る。

(4) 豊肥農業地帯

この地帯では、県内随一の畑地帯と高原地域の草地の活用により、野菜、花き、かぼす、畜産を軸として大規模生産団地づくりを推進するとともに、生産組織の育成強化、広域流通体制の整備等を通して生産性の高い低コスト農業の確立に努める。

ア 野菜：ピーマン、トマトの果菜類の団地化、省力化を進め、収益性の高い産地育成を図る。

就農学校やファーマーズスクールの取組を中心に、担い手の確保・育成が進んでおり、力強い生産基盤ができつつある。今後も新たな担い手を確保し、産地の構造改革を図る。また、白ねぎや高糖度かんしょ、さといも等の露地野菜の生産振興を図りつつ、キャベツ、にんじん等では加工業務用の大規模経営農家を育成するため、省力機械等の整備を行う。

イ 果樹：本県特産であるかぼすの主産地として、産地規模の拡大と需要の動向に見合った生産体制の確立が求められている。農家1戸当たりの経営規模拡大を図るとともに、ハウス及び貯蔵庫等の整備によって周年出荷体制の確立を行い、加工品の開発を促進する。また、ぶどうやキウイフルーツ等の収益性の高い果樹の生産拡大を図る。

ウ 花き：施設・露地花き双方の生産拡大を図り、団地化を推進する。品目別ではキク、アルストロメリア、トルコギキョウ、スイートピーの主要花きのほか、地域特性を活かしたワレモコウ、リンドウ、ユリを推進する。また、集出荷選別施設等の共同利用施設の活用を促進し、生産出荷体制の強化を図る。

エ 畜産：増頭意欲のある経営体を中心に、低コスト畜舎や省力化機械の導入促進により、飼養規模拡大への取組を推進する。水田転作や共同利用牧野の活用、WC S用稲の作付け推進、荒廃農地への放牧等により、飼料作物の生産性向上、飼料自給率の向上を図って低コスト生産を進める。また、子牛の生産率や商品性の向上により所得向上を目指す。肥育センターにおいては、出荷成績の向上を図る。

酪農は中核農家を中心に規模拡大を図るとともに、牛群検定への加入を促進し、乳質、乳量の向上による所得の増大を図る。

養豚は、疾患の予防や飼養・衛生管理の徹底により、生産性の向上を推進し、経営体質の強化を図る。

生産規模に応じた糞尿処理施設の整備・運営を徹底し、地域環境の保全にも配慮した経営を確立する。

オ 米・麦・大豆：土地利用型作物である米・麦・大豆の効率的生産を図るため、農地中間管理事業を活用して農地の流動化や団地化を行い、認定農業者や集落営農組織等の担い手へ農地利用の集積・集約化を推進する。また、新規需要米や飼料作物、さらには園芸品目も含めた合理的な作付けと輪作体系の構築を推進し、水田フル活用による自給率の向上とともに、標高差を利用した農業機械の効率的利用等による低コスト生産を推進し、水田農業の確立を図る。

米については、特A獲得を目指すなど特色のある米づくりを進め、麦・大豆については、実需者ニーズに適した品種を選定し、高品質・高収量・安定生産を図る。

カ 特用作物：茶については、春先の晩霜害の発生により生産量が大きく減少するため、防霜ファンの導入を推進していく。ドリンク茶は契約ほ場の設定を行うとともに規格適合率を向上する製茶方法の検討を行う。

(5) 西部農業地帯

この地帯では、玖珠・九重地区における夏季冷涼な気候や地熱を利用した高原野菜や花きと、日田地区におけるなしを中心とした落葉果樹及び野菜や花きの産地化のほか、きのこ類の生産拡大が行われている。また、草地の開発や山林原野の活用により低コストの肉用牛生産の振興

が図られている。

ア 野菜：高標高地域では気候条件を生かした夏秋期のトマト、ピーマン、白ねぎなどの産地拡大を図り、冬期はいちごの産地拡大を図る。また、水田畑地化の重点品目としてにんにくやさといもを推進する。すいか、はくさい等の露地野菜は機械化体系の導入により省力化、生産性の向上による戸別の規模拡大を図るとともに、共同出荷調製施設の活用促進により広域出荷体制の強化を図る。また、高齢者については直売所を活用した軽量な小物野菜の生産拡大を図る。

イ 果樹：なしを中心とした落葉果樹の産地拡大と経営安定を図るため、水田や荒廃農地を活用して戸別経営規模の拡大を図る。また、なしの広域選果場の活用を促進し、光センサー選果機の選果データを活用した高品質果実の生産体制を確立するとともに台湾、香港等への海外輸出に積極的に取り組む。

栽培面では、整枝法の改善や施設整備による無袋栽培・機械の導入等により一層の省力化を進めるとともに、補強棚や防霜ファン等の整備によって気象災害に強い産地づくりに努める。

さらに、ぶどうについては日田市を中心として、大粒種のピオーネ、シャインマスカット等への改植を推進するとともに、雨よけ施設等の導入により高品質安定生産を図る。

ウ 花き：夏季の冷涼な気候を活用して、施設・露地花き双方の生産拡大を図り、団地化を推進する。品目別では、キク類、トルコギキョウ、ホオズキ等を推進する。

エ 畜産：肉用牛は、意欲ある農家の規模拡大と地域内一貫生産体制の確立を重点的に推進するために、低コスト畜舎の整備、自家保留に加え制度資金等の活用による円滑な家畜導入を行い、生産コストの低減を図る。また、管内の豊富な草資源を有効に活用することとし、省力的な飼料生産技術の導入、林野や水田、荒廃農地などの放牧利用を推進する。また、飼養農家の高齢化による労働力不足を補完するためキャトルステーションを設置し規模拡大を推進する。併せて、飼養管理等についてヘルパー活動の更なる機能充実、低コストな粗飼料の安定確保を図るため、水田における飼料作物の作付け拡大、稲わらの有効利用を行う。

乳用牛は、規模拡大に伴う雇用型農業の実践や法人化への誘導を行うとともに、ヘルパー組織の充実等により、ゆとりある酪農経営の確立を推進する。生乳生産量を確保するためカウコンフォートを改善し、ゲノムを活用した高能力牛群構築を図る。

養豚は、効率的な飼養管理施設の整備などによる経営規模の拡大と併せ、飼料効率の向上、出荷日齢の短縮、疾病の防除を促進し、効率的かつ安定した肉豚生産を推進する。

養鶏は、予防衛生対策の徹底を推進し、経営体質の強化を図る。

また、家畜排せつ物の適切な処理を推進するとともに、耕種農家との連携による有機質資源の循環システムの確立に努める。

オ 米・麦・大豆：米については、高品質・良食味米の安定生産を図るため適地、適品種の選定を行い、土づくりなどの基本技術の励行とともに低コスト化を図るために農地集積や乾燥調製施設の整備、農業機械の共同利用を進める。また、集落営農や地域農業の基幹となる担い手による「安心・安全・美味しい」付加価値の高い米づくりを行う。

麦・大豆については、地産地消を図るとともに実需者ニーズに対応した品種を選定し、栽培管理技術の改善による生産の拡大に努めるとともに、集落営農による集団化や機械施設の共同利用を促進し生産コストの低減を図る。

(6) 北部農業地帯

この地帯は平野部において大規模ほ場整備が行われ、本県最大の穀倉地帯として近代化が進められてきており、丘陵地帯ではぶどう、ゆずなどの果樹、山間部では立地条件を活かした茶、畜産などの産地化が進んでいる。

一方、中津市とその周辺部の農業は都市近郊的性格を帯びており、これに対応した野菜、果樹、畜産等の産地整備と流通の合理化が望まれている。

ア 野菜：ねぎ類を中心に露地野菜の産地強化のため、省力機械等の整備を行い、生産性の向上を図る。こねぎ、いちご等の施設野菜については、ハウスの団地化を進めるとともに、共同出荷調製施設等の整備により広域出荷体制の強化及び産地規模の拡大に努める。

イ 果樹：ぶどうについては宇佐市安心院町において、大規模な産地化に向けて荒廃樹園地等の再編を行い既存農家の規模拡大に加え異業種からの企業参入や新たな担い手の確保を行う。

柑橘については、需要が堅調なゆず・かぼすなどの香酸柑橘の近代的な大規模農場の開発及び生産拡大を図る。

ウ 花き：スイートピーやトルコギキョウなどの施設花きでは、生産安定を図るためスマート技術を活用した生産及び品質の高位安定化を推進する。

エ 畜産：肉用牛は意欲ある農家の規模拡大を進めるため、共同施設・機械、低コスト畜舎、省力化機械、堆肥舎等の飼養環境整備を支援する。また、遊休畜舎の有効利用、荒廃農地への放牧や水田を利用した周年放牧による低コスト省力管理を推進し、個別飼養頭数を増加させる。

乳用牛は、牛群の改良を進めるとともに、規模拡大に対応した省力化機械の整備やカウコンフォートの向上を図り、水田や荒廃農地を活用した自給飼料の作付け拡大、地域内農地への堆肥の還元を図る。

養豚については、担い手の育成を通じて経営の安定を支援するとともに、改良、疾病予防、衛生対策、効率的な飼養管理施設の整備により生産性の向上を図る。

また、家畜排せつ物の適切な処理施設導入を進めるため、耕種部門と連携し、良質堆肥の生産と稲わら等良質な粗飼料の確保によるリサイクル型畜産を確立するとともに、畜舎周辺の環境美化を推進する。

さらに、コントラクター組織への機械等導入支援により主食米生産のほか、WCS用稲、飼料用米SGS（ソフトグレインサイレージ）の生産を行い、水田農業の多角化と畜産の連携を図り、農地の利用率向上と自給飼料の確保を目指す。

オ 米・麦・大豆：県内の土地利用型農業をリードする地域として、集落営農法人や、地域農業の基幹となる大規模経営体を中心に、米については、機械・施設の共同利用や、ほ場の大区画化、農作業受託による規模拡大を進め、低コスト生産に向けて大型機械化一貫体系による生産性の高い稲作を推進するとともにスマート技術の実証・導入を進める。

大豆については、実需者ニーズの高い品種への転換や、法人等の大規模経営体を中心とした団地化を推進し、機械の導入と一体的に低コスト省力栽培を推進する。

麦については、期間借地の積極的な推進による規模拡大を図り、生産コストの低減に努めるとともに、乾燥調製施設の再編により流通の合理化を図り効率的な施設の利用を推進する。

カ 特用作物：茶については、機械化に対応した茶園改良及び造成を推進するとともに、防霜施設、管理機の整備や被覆栽培茶の生産拡大による高品質茶生産を推進する。また、ドリンク茶需要に対応した法人による大規模生産体制を確立する。

3 広域整備の構想

大型量販店や飲食店の周年、大量のニーズに対応できる生産・流通体制の構築が求められている。

このような中、園芸においては、白ねぎやこねぎ、かぼすなど全国的に通用し、大分の顔となる品目を園芸戦略品目に定め、県域での生産拡大と流通・販売体制の構築を進めている。また、畜産においては、おおいた和牛及びおおいた冠地どりの知名度向上などに取り組んでいる。

今後は、「マーケットインの商品（もの）づくり」を進めるため、県域での生産・販売・出荷の各体制の充実を目指し、主に次の事項について広域的な整備を進めることとする。

(1) 物流体制づくり

新鮮な農畜産物を安定的に消費地へ届けるため、鮮度保持技術などの品質管理システムの強化、大分青果センターをはじめとする既存施設の効率的活用やモーダルシフトへの対応としてRORO船利用を促進し、効率的・広域的輸送システムの整備を支援する。

(2) 販売体制づくり

多様化した取引形態に対応するため、県下の生産・出荷情報を把握できるよう、農業団体による生産・出荷・消費地情報を一元的に管理できる体制づくりを支援する。

(3) 生産・出荷体制づくり

「The・おおいた」ブランドを確立するため、生産者及び農業団体と連携して、出荷品目の銘柄統一や県域での広域出荷体制の確立に向け支援する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業の担い手の確保・育成のための施設の整備状況と基本的方向

担い手の減少、高齢化が進むなかで、農山漁村の維持発展を図るためには、新規就農者等の確保・育成ならびに、認定農業者や農業法人の経営強化を行い、農業青年や農山漁村女性等、多様な担い手の活躍の場を確保していく必要がある。

そのため、本県では、県内外からの新規参入者の呼び込みや企業の農業への参入促進により、農山漁村の活性化を進めている。

今後は、新規就農者、認定農業者、農業法人、女性、中高年齢者、参入企業等の多様な担い手がそれぞれの能力を十分に発揮し、将来にわたって継続可能な農業経営を展開するための生産基盤の整備を図る。

2 多様な担い手の確保・育成にむけた施設整備

- (1) 新規就農者の確保・育成のため「就農学校」や「ファーマーズスクール」等の研修施設を充実するとともに、就農のための生産施設やリース農場の設置を促進する。
- (2) 認定農業者については「農業経営改善計画」の達成に向けた農業機械、ハウス施設、畜舎等の生産基盤の整備を進める。その中で規模拡大や、雇用の増大等に伴い法人化を行う者に対しては、融資額の増加や補助事業の優先採択等を行い、力強い経営体を育成する。
- (3) 農業大学校については、入学者の確保と卒業後の就農率の向上を図るため、教育カリキュラムや栽培研修施設等を充実させる。また、新規就農希望者への研修や農業体験のための施設整備を行う。
- (4) 農村女性については、農産加工・販売などの起業活動や軽量品目の産地づくりなど、それぞれの能力を十分に活かした活動を支援するため、機械や施設の整備を進めるとともに、栽培・販売指導の充実を図る。
- (5) 参入企業については、農業経営の新規参入に必要な機械や施設の整備を進める。
- (6) 多様な担い手の確保のため、移住就農の促進に向けた情報発信の強化やニーズに対応した環境整備を進める。

3 多様な担い手の確保・育成のための活動

- (1) 県内外で新規就農セミナー相談会や雇用就農に特化した就農相談会を実施し、新規就農者の確保を図る。
- (2) ウェブ広告や新聞、雑誌、ラジオ等様々なメディアを活用した就農情報の提供を強化するとともに、市町村などの就農ガイドセンターにおける相談体制などを整備し、就農者に対する情報提供活動を強化する。
- (3) 新規就農希望者の技術習得のための研修を農業大学校や「就農学校」・「ファーマーズスクール」等地域の就農研修施設で実施する。また「ファーマーズスクール」で研修生を指導する就農コーチ(地域の優良農家)に対して就農条件の整備を支援する。
- (4) 新規就農者に対しては研修期間中や経営開始当初の収入を補完する給付金等の給付を行うとともに、就農初期に必要な常用設備の導入に対して支援を行う。
- (5) 規模拡大や6次産業化等経営発展に意欲ある認定農業者等を対象に法人化を推進する。
- (6) 農業への企業参入については、セミナーの開催、金融機関との連携等県内外での誘致活動により、異業種や県外の農業法人の参入を促進する。
- (7) 参入した企業については、フォローアップを行うとともに、研修会を開催するなど、経営の安定化あるいはさらなる経営発展に向けてきめ細かな支援を行う。
- (8) 農地の円滑な取得を進めるために、農地中間管理事業を活用した農地集約の取組を強化する

とともに、農業経営基盤強化資金等の金融対策事業を行い、経営規模の拡大を図る。

- (9) 小学生や中学生の農業体験や交流会を通じて、農山漁村に対する理解の促進を図るとともに、農業系学科設置校と農業大学校との連携を強化し、教育内容の充実を図る。
- (10) 農業大学校においては、時代のニーズに対応した高度な農業技術や経営技術の修得に向けたカリキュラムを充実する。公開講義等により農業者の発展段階に応じた研修を行い、経営能力の向上を図る。同時に新規就農希望者に対して短期、中期、長期の研修を行う。
- (11) 青年農業者の活動を支援するとともに、認定農業者の法人化に向けた研修会や経営診断等の支援を行い、力強い経営体を育成する。
- (12) 大分農業文化公園で年間を通じて開催されている農業講座や収穫体験を活用し、県民に対して農業に対する知識修得と理解を促進する。

第8 農業経営の規模の拡大等と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県農業は、県民に対し新鮮で良質な農畜産物を安定的に供給するとともに、地域を構成する主要な産業の一つとして、所得の向上や伝統文化の継承等に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、農村における高齢化や都市化の進行などにより、農業経営体や基幹的農業従事者は減少傾向で推移している。

こうしたなか、農業基盤の整備や、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）に基づく導入基本方針等により、産業導入等を積極的に推進してきたところであるが、依然として多くの市町村は過疎の状況にあり、兼業のための農外就労の場の確保も厳しい状況にある。

一方、県下の交通体系は近年、飛躍的な発展を遂げ、これにより農村部においても新しい型の農業展開、農村発展も期待される場所である。

県内各地に「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」農林水産業は、地方創生の実現に向けた大きな役割を果たしていることから、経営力のある担い手の確保・育成から生産基盤の強化、マーケットインの商品づくり、国内外の流通対策までを全体として見通した構造改革を更に加速し、成長産業化を図る必要がある。

そして地域の資源を活用し、地場産業等との調和等を十分に留意した産業の導入を進めるとともに、企業的な加工グループの育成や農業経営の法人化の推進等を通じ雇用型農業の展開を図るなど、新しい時代の潮流に即応した就業の促進を図る。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

上述の目標を踏まえ農村地域における就業機会の確保については以下の構想に基づき推進する。なお、就業機会の確保のための施設の設置に当たっては、優良農地の保全に努め、農用地利用計画との整合に留意した土地利用を図るものとする。

- (1) 農村地域への産業の導入に際しては、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づき地域の特性を生かし、成長性、安定性及び雇用効果に優れた業種や地域特産品資源を生かした農作物加工・直売所等の地域内発型産業、地場産業など工業に限定することなく導入を促進する。また、導入地域における農業と他産業との均衡ある発展を維持するには、農業構造改善の諸施策と相まって農業従事者の安定した雇用が促進されるよう配慮する必要がある。
- (2) 農村地域への産業の導入に際しては、地域における農業振興地域整備計画等の土地利用に関する計画等との整合性を保ちながら、地域社会との調和、とりわけ公害防止等環境の保全や農業をはじめとする地場産業との協調等に十分留意し導入を促進する。また、地域住民・地場のグループ自らによる起業化や新分野進出、就業・生活環境の整備、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携を通じた人、物、技術等の広域的かつ緊密な交流が促進されるよう、特色ある産業等の導入に配慮するものとする。
- (3) 農林漁業者自らが農林水産物の加工・販売まで手がける6次産業化や食品産業などとの農商工連携により、地域資源を活用した付加価値の高い新たな商品開発や各産業の販路を活用した新しい販売ルートの開拓を進め、農家所得の拡大と雇用機会の確保を図る。
また、「第5次おおいた男女共同参画プラン」に従い、農村女性による農産加工・販売などの起業活動を積極的に支援し、就業機会の確保を図る。
- (4) 都市住民の農業・農村に対する理解や関心を深めるとともに、本県の農村地域における豊かな自然や食材、伝統文化等の特性を生かした地産地消運動を推進する。また、中山間地域の所得向上に向けて生産活動の拠点となる直売所の活性化を図る。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

農村地域は、県民への食料の安定供給はもとより、水源のかん養や洪水防止、土壌浸食・土砂崩壊の防止等自然環境の保全、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的で公益的な機能を発揮している。

しかしながら、都市近郊における混住化や中山間地域における高齢化、過疎化の進行により社会構造が変化し、住民の連帯感が希薄になり、集落機能が低下するとともに集落ぐるみの生産活動も停滞しつつあり、食料の安定供給や県土、自然環境の保全、伝統文化の継承など農村地域がこれまで維持してきた機能の低下が懸念されている。

これらの多面的な機能が発揮されるためには農業・農村が健全に維持されなければならない都市地域に比べて整備の遅れている道路、生活排水処理施設、情報基盤など快適な生活に必要な生活環境基盤の整備を行うとともに、グリーン・ツーリズムや農業体験学習等観光融合型農業の推進により農業・農村に対する県民の理解を深め、「人と自然」、「都市と農村」が共生できる関係を構築することが必要である。

2 生活環境施設の整備の構想

1の基本的な考えに基づき、生活環境施設の整備構想と農用地利用計画との整合性を図り、優良農用地の確保に十分留意するとともに、幅広い住民参加による地域社会づくりに資するような利便性のある安全な施設の適正かつ効率的な整備を図る。

- (1) 計画の対象とする施設は整備の緊急度が高く、利用見込人口等を考慮した適正な規模とし、また、これらの施設の配置にあたっては適正な利用圏を設定するとともに、農業、一般道路等との関連にも十分留意する。
- (2) 都市には見られない農村地域個有の広い空間、豊かな緑を十分生かしたものとするとともに、類似施設との機能分担を明確にし、併せて地域の県産材を極力活用するなど地域の特性を生かしたものとす。
- (3) 整備する施設は、その受益者が主として農業従事者であるものを対象とするが、併せて農業従事者以外の居住者に係る良好な生活環境の確保についても十分配慮する。
- (4) 集会施設、農村広場、農村公園等の整備の推進を進め、施設の整備に当たっては、当該施設を利用する住民の自主的な活動により施設の維持、運営が適正に行われるよう配慮する。